

令和4年8月17日

南相馬市農業委員会
8月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年8月17日(水) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	欠	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②主 査 小守 愛 ③副主査 米本 一樹
④主 事 平田 幸子

農政課

①副主査 宍戸 達弥

4. 日 程

- | | | |
|-------|----------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 報告第23号 | 専決処分の報告について |
| 日程第4 | 報告第24号 | 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第5 | 報告第25号 | 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第6 | 報告第26号 | 農地法第18条第6項の貸借の解約の通知について |
| 日程第7 | 報告第27号 | 違反転用事案の報告について |
| 日程第8 | 議案第83号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第9 | 議案第84号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第10 | 議案第85号 | 農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第11 | 議案第86号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 日程第12 | 議案第87号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分） |
| 日程第13 | 議案第88号 | 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第14 | 議案第89号 | 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第15 | 議案第90号 | 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第16 | 議案第91号 | 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分） |

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

- 議 長 只今より、令和4年8月定例総会を開会いたします。
依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますが、全委員出席をお願いしておりますので、円滑な議事進行に、ご理解とご協力をくださいますよう、お願い申し上げます。
本日は、欠席委員がいらっしゃいます。欠席通告者は、5番・佐藤政志委員であります。
出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。
- 議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号・16番佐藤洋委員、17番・半谷眞知子委員、18番・今野由喜委員を指名いたします。
- 議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。7月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。
- 議 長 次に、日程第3、報告第23号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第4号について、事務局からの報告を求めます。
- 事務局 報告第23号専決第4号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。
- 議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。
- 議 長 次に、日程第4、報告第24号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の8番委員か

らの報告を求めます。

8番委員 報告第24号について説明いたします。議案書の4ページになります。内容としては、去る7月28日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から田について10アールあたり35万円での価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等含め2,228,023円となりました。この件は、議案第83号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議方、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第25号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の8番委員からの報告を求めます。

8番委員 報告第25号について説明いたします。議案書の5ページになります。内容としては、去る7月28日午前10時45分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社1名、調整員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容ですが、公社側から田について10アールあたり35万円での価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め933,191円となりました。この件は、議案第83号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第26号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知

について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第26号についてご説明いたします。議案書の6ページになります。今回、5件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第7、報告第27号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第27号についてご説明いたします。まず、議案の訂正がありますので、本日配布させていただいた差替版にてご審議方よろしくお願いたします。なお、申請番号1番の「土地利用計画との関係」「都市計画法関係」につきまして、当該地は用途地域にまたがっておりますので、「都市計画区域内の用途地域内農地」と「都市計画区域内の用途地域外農地」に訂正しております。

それでは、議案書の7ページ、整理番号1番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。令和3年4月に駐車場、倉庫、資材置場として使用する目的で転用許可を受けましたが、さらに7台分の駐車場を確保する必要が生じたため、倉庫、資材置場の設置は取りやめ、令和3年12月頃より駐車場として今日まで使用しているものです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第8、議案第83号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第83号についてご説明いたします。議案書の8ページから12ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 それでは、ご説明申し上げます。議案書の8ページから12ページをご覧ください。所有権移転が2件、利用権設定が29件となっております。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、賃借料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第9、議案第84号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第84号についてご説明いたします。議案書の13ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第85号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第85号についてご説明いたします。議案書の14ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。議案第85号申請番号1番及び2番と、議案第91号申請番号6番が関連となります。申請番号1番については、営農者が土地の使用貸借権を設定するための申請であり、申請番号2番については、発電事業者が区分地上権を設定するための申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

議 長 18番委員。

18番委員 本件について、若干補足説明をさせていただきます。只今、事務局からご報告がありましたように、議案第85号申請番号1番、2番、それから、議案第91号申請番号6番が関連しております。去る8月10日、私及び9番委員が代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。その結果、当該地は既に山林化しており、農地とは認定ができないため、代理人に山林化した当該地を農地に復旧するか、あるいは、非農地として発電事業を進めるかを内部にて検討していただきたいとしました。我々農業委員は、あくまでも農地を審議するというございますので、現況が山林であれば、今回の件については、先方の結論の結果を待つ、対応するというござ保留にさせていただきました。以上です。

議 長 18番委員に確認します。調査の結果、農地に復旧するか、それとも非農地として現況確認証明申請を提出するのか、申請人に検討を依頼し、結果待ちということによろしいですね。そして、今回の案件は保留ということによろしいですね。

18番委員 はい。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、議案第85号申請番号1番、2番について、18委員から発言がありましたように、今回の定例総会においては保留ということで、継続審議といたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 8 6 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 6 号についてご説明いたします。議案書の 1 5 ページから 1 6 ページ、申請番号 1 番から 2 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。まず、申請番号 1 番ですが、会社の事務所を移転する期間のみ、当該地を駐車場として使用する目的で、令和 3 年に一時転用許可を受け、当初計画とおり使用していますが、事務所移転が更に 1 年かかる見通しであることから、当初の一時転用期間をさらに 1 年間延長するものとなっております。続きまして、申請番号 2 番ですが、報告第 2 7 号整理番号 1 番の違反の追認を得るための案件になります。駐車場、倉庫、資材置場として使用する目的で令和 3 年に許可を受け、駐車場として使用しています。当初計画より駐車台数が多くなったことから、倉庫、資材置場用地としていた部分を駐車場として使用するため、当初の事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号 1 番について、1 7 番委員。

1 7 番委員 議案第 8 6 号申請番号 1 番について、報告いたします。現地案内図は 1 ページです。去る 8 月 1 0 日午前 8 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い、聞き取り及び現地の調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 次は、申請番号 2 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 8 6 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページです。この議案は、報告第 2 7 号整理番号 1 番関連案件であります。この議案は、令和 3 年 4 月 1 5 日付けで転用許可を受けており、申請時の事業計画では、駐車場及び資材置場、倉庫設置でありましたが、資材置場、倉庫を設置せず、全体を駐車場として使用する事業計画変更申請です。去る 8 月 1 2 日午後 4 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第87号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第87号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、小高区内の建設工事受注に伴い、社員が居住する住宅を確保するため、社員住宅を建築する目的で平成25年に転用許可を受けましたが、個人で賃貸物件を探す者が多く、入居希望者がいないことから、事業の必要性が無くなりました。さらに、現在の自社駐車場が手狭なことから、申請地に自社駐車場を整備し使用するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、17番委員。

17番委員 議案第87号申請番号1番について、調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。去る8月10日午前9時頃より、転用事業者の担当者2名立ち会いのもと、調査項目に従い、聞き取り及び現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第88号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めま

す。

事務局 議案第88号についてご説明いたします。議案書の18ページ、申請番号1番、2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番は一般住宅を建築するために宅地造成を行う転用申請となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第88号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。去る8月10日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 次に、申請番号2番について、16番委員。

16番委員 それでは、議案第88号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る8月11日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。転用事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第89号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第89号についてご説明いたします。議案書の19ページ、申請番号1番、

2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。なお、申請番号1番は第二種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きますして、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第89号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。本案件の譲渡人は現在、県外に在住しており、さらに、怪我により入院中のため、電話で確認をさせていただきました。去る8月9日午後1時30分頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると、このように判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 次に、申請番号2番について、3番委員。

3番委員 議案第89号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。去る8月16日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第90号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第90号についてご説明いたします。議案書の20ページ、申請番号1番

について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。応急仮設住宅敷地の農地復元に係る工事の為、第二種農地を一時転用する申請で、転用期間は許可日から8か月になります。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から、報告を願いますが、申請番号1番について、5番委員が欠席のため、事務局より報告を願います。

事務局 それでは調査委員に代わりまして、議案第90号申請番号1番の現地調査の結果をご報告いたします。現地案内図は8ページのとおりです。去る8月12日午前8時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第91号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第91号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番から5番につきましては、いずれも第二種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。続きます、申請番号6番につきましては、議案第85号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請で転用期間は10年間、営農作物はヒサカキになります。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第91号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。去る8月9日午前10時50分より、代理人行政立ち

会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次 に、申請番号 2 番、3 番、4 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 9 1 号申請番号 2 番、3 番については、設定人と被設定人、さらに、所在地が同一でございますので、一括して報告したいと存じますがよろしいでしょうか。それでは、申請番号 2 番、3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 0 ページになります。去る 8 月 9 日午前 9 時 1 5 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると、このように判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 9 1 号申請番号 4 番について、現地調査の報告をさせていただきます。現地案内図は 1 1 ページになります。去る 8 月 9 日午前 9 時 4 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると、このように判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議 長 次 に、申請番号 5 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 9 1 号申請番号 5 番について、現地調査報告をいたします。現地案内図は 1 2 ページになります。去る 8 月 1 0 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次 に、申請番号 6 について、1 8 番委員。

1 8 番委員 本件については、議案第 8 5 号申請番号 1 番、2 番にて先ほどご報告を申し上げた内容のとおりでございます。特に、差し加えることはございません。以上です。

